

第 5941 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2018年)平成30年 4月20日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyou.com>

⇩ 相続時精算課税制度

Q : 相続時精算課税制度は、誰でも使えるのですか？

A : 贈与者と受贈者に要件があります。

【解説】

相続時精算課税制度とは、原則として、60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫である推定相続人に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

この制度を選択する場合は、受贈者は、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日の間に一定の書類を添付した贈与税の申告書を提出しなければなりません。

なお、この制度をいったん選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全てこの制度を適用しなければならず、一般の贈与を適用することができなくなりますので、選択する際にはよく検討することが必要です。

また、この制度の贈与者である父母又は祖父母が亡くなった時には、この制度の適用を受けた贈与財産を、相続財産に加算して相続税額を計算することになっていますので、この点にも注意してください。この場合に相続財産に加算する贈与財産の価額は、贈与時の時価となります。

なお、この制度には、贈与財産の種類、金額、贈与回数の制限はありません。

